平成29年度答申第38号 平成30年2月1日

諮問番号 平成29年度諮問第40号(平成29年12月18日諮問)

審 杳 庁 厚生労働大臣

事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X(以下「審査請求人」という。)が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。)7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。)2条1項4号に基づく事業主の事実上の倒産の認定申請(以下「本件認定申請」という。)をしたのに対し、A労働基準監督署長(以下「処分庁」という。)が不認定の処分(以下「本件不認定処分」という。)をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

- 2 関係する法令の定め
- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主 (厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていた ものに限る。) が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金)があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主(賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。)が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定しており、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号)8条は、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする。」と規定している。
- 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1)審査請求人は、P社(以下「本件会社」という。)に雇用された労働者であったが、平成27年6月18日、本件会社を退職した。

(認定申請書)

(2)審査請求人は、平成27年10月15日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

(認定申請書)

(3) 処分庁は、平成28年6月28日、本件認定申請につき、「現在も複数 の事業場と取引の実態があり、事業活動が停止したとは認められないた め。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

(不認定通知書)

(4)審査請求人は、平成28年7月28日、審査庁に対し、本件不認定処分 を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5)審査庁は、平成29年12月18日、当審査会に対し、本件審査請求を

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、要旨、次のとおり主張している。

- (1) 本件会社は、平成27年7月末で残っていたアルバイトを賃金未払のまま解雇し、平成27年9月半ば以降は大家から強制退去とされ、業務も職員の実態も無い。
- (2) 本件会社の代表取締役であるQは、平成28年6月9日に、B地方裁判所にて、「取引先の契約も打ち切られ、倒産状態にあるため支払うことができなく、自身もB地から撤退し、C地に居る」と発言している。
- (3) 上記状況から、本件不認定処分の理由に異議があり、適正な判断とは受け取れず、本件不認定処分は違法又は不当である。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、要旨以下のとおりである。

- 1 処分庁において、平成28年4月18日、A労働基準監督署を訪れたQに対して、本件会社の事業活動の状況を確認したところ、Qは、現在も自宅を 事務所として一人で事業活動を行っていること、今後も事業活動を継続する 旨申し立てた。
- 2 処分庁が、本件会社が口座を開設していた金融機関に取引状況を照会したところ、複数の取引先から継続して入金があったことを確認したので、当該取引先に照会したところ、取引先である会社のうちの1社(以下「本件取引先」という。)から平成28年4月26日付けで取引継続中である旨の回答があり、実際に同月25日及び同年5月25日に本件会社名義の口座に本件取引先から振込があったことを確認した。
- 3 処分庁が、平成28年6月28日に改めて本件取引先に照会したところ、 本件会社に対し入力業務を依頼しており、今後も本件会社に入力業務を依頼 するが、月ごとに入力業務の件数は異なるため、支払金額に幅があるものの、 本件会社との取引を停止する予定はない旨の回答があった。
- 4 以上の事実及び処分庁提出資料から、処分庁が本件不認定処分を行った平成28年6月28日時点及びそれ以降においても、本件会社は従来からのデータ入力業務を請け負う事業を継続し、他社との取引の実態があることが認められるため、事業活動が停止したとは認められない。

よって、本件不認定処分は、妥当であり、違法又は不当なものであるとは 認められない。

なお、審理員の意見も同旨である。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について 本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点は うかがわれない。
- 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について
- (1) 本件については、以下の事実が認められる。
 - ア 本件取引先は、平成26年11月に本件会社との取引を開始し、本件 会社にデータ入力業務を依頼し、その報酬を毎月支払っていた。

(取引状況等について(回答)(平成28年4月26日付け))

イ 処分庁が調査したところ、本件取引先から本件会社の銀行口座へ、平成27年11月25日から平成28年5月25日までの間、6回にわたり、入金があることが確認された。

(流動性移動元帳、取引推移一覧表)

ウ 処分庁において、本件不認定処分当日である平成28年6月28日、 本件取引先の担当者に本件会社との取引につき聴取したところ、同担当 者は、本件取引先は本件会社との取引を今後も継続する旨申し立てた。

(電話録取書)

エ 本件審査請求が行われた後、処分庁が本件会社の取引状況を再度調査 したところ、本件取引先は、上記ウ以降も本件会社と取引を行ってお り、平成28年8月から同年10月までの間、3回にわたり、本件取引 先から本件会社の銀行口座への入金があることが確認された。

(取引状況等について(回答)(平成29年2月10日付け)、P社に係る取引状況等について(回答)(平成29年2月14日付け))

オ 処分庁の調査によれば、上記工のほか、本件取引先とは別の取引先である会社が、平成28年7月29日に、本件会社に買掛金の支払をしていることが確認された。

(取引状況等について(回答)(平成29年2月9日付け))

(2) 上記(1) の認定事実によれば、本件会社は、本件不認定処分時において も本件取引先等との間で事業活動を行っていたものと認めることができるか ら、本件不認定処分の時点において、政府による未払賃金の立替払の要件 (事由)である「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支 払能力がない状態」にあったとは認められない。

(3)審査請求人は、本件会社は大家から強制退去とされ、業務も職員の実態も無く、Qは事業継続の意思がない旨発言しているにもかかわらず、事業継続がされているという処分庁の判断に納得がいかない旨主張しているが、上記のとおり、本件不認定処分時において、本件会社の事業活動は継続していたものと認定できるので、処分庁の判断が違法又は不当であるということはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審查会 第2部会

戸 博 子 委 員 谷 委 員 伊 藤 浩 委 員 大 橋 洋